

地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム優心苑運営規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人清心会が、開設する地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム優心苑（以下、「施設」という）が行う地域密着型介護老人福祉サービス（以下、「サービス」という）を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

入所者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

第3条（運営方針）

本事業において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 3 サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なわないものとする。
- 5 事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム優心苑
- (2) 所在地 大垣市矢道町1丁目255番地1

第5条（職員の員数）

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

※ 職員の配置については、法令を遵守しています。

一 施設長 1名以上

施設長は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準並びに介護老人福祉施設基準に定める運営に関する基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二 介護職員 9名以上

介護職員は入居者の施設サービス計画の企画、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。

三 生活相談員 1名以上

生活相談員は入居者の入退居手続き、生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。

四 看護職員 1名以上

看護職員は入居者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は入居者が日常生活を営むのに必要な身体・精神の機能を改善、又はその減退を防止するための訓練を行う。

六 栄養士 1名以上

栄養士は個人の嗜好を配慮し、食事の献立の作成、栄養計算並びに栄養指導を行う。

七 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

八 医師 1名以上

医師は入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

九 歯科衛生士 1名以上

歯科衛生士は歯科医師の指導の下で口腔ケアを行う。

第6条（入所定員）

入所定員 20名 （従来型）

第7条（施設サービス内容等の説明及び同意）

施設は、サービスの提供の開始に際しては、介護老人福祉施設基準第9条の規定に基づき、あらかじめ入居申込者又はその家族等に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

第8条（提供拒否の禁止）

施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。

第9条（利用料の受領）

施設を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に応じた負担額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 電気製品使用料

個人専用で使用される電気製品の電気使用料

1 電気製品、1日あたり 50円

<例> テレビ、ビデオ、電気毛布、電気アンカ、電気ストーブ、ドライヤー、扇風機等

(2) 事務手数料

○契約者が施設でお過ごしになる中で発生する事務的な経費の一部をご負担いただきます。

利用料金:一日あたり 50円

○現金管理総括責任者:事務長

○担当者:事務員、生活相談員、介護支援専門員

※入院及び外泊の期間も料金が発生します。

(3) 理髪・美容費

希望者に対して実施する調髪、顔剃り、洗髪、毛染め等の費用

1回あたり 要した費用の実費

(4) クリーニング費

希望者に対して実施する私物のクリーニング費用

1回あたり クリーニング業者に要した費用の実費

(5) クラブ活動費

希望により実施するクラブ活動等の活動費

1回あたり 要した費用の実費

(6) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用で入所者の負担が適当であるものに係る費用

1回あたり 要した費用の実費

(7) 施設の標準献立以外に提供する食事費

希望者に対して実施する、嗜好として特別に希望する食事や飲み物類の提供に係る費用
1回あたり 要した費用の実費

(8) 居住費、食費

居室の使用料並びに食費は下記のとおりとする。

(1日あたり 単位:円)

契約者負担段階	居住費		食費
	2人部屋	4人部屋	
第1段階	0円	0円	400円
第2段階	430円	430円	490円
第3段階①	430円	430円	750円
第3段階②	430円	430円	1,460円
第4段階	1,560円	915円	1,780円

※ 食費には、おやつ代を含む。

・居住費は、入院・外泊をされた場合も徴収する。

(9) 医療費

当施設による健康管理や療養指導以外の医療保険適用による必要な費用

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第10条 (入所手続きの説明及び同意)

サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

第11条 (入退所)

施設は、身体上又は精神上著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことはできないものとする。

3 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。

4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、別に定める優心苑入所決定に関する事務処理規程に基づく入所検討委員会の決定を受けるものとする。

5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができることと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

第12条 (身元引受人)

入所が決定したものは、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

第13条（利用者の心得）

利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、優心苑の諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

第14条（禁止行為）

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 決められた場所以外で喫煙すること。
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物品を持ち込むこと

第15条（非常災害対策）

施設介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は避難計画を作成し、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第16条（協力病院）

施設は、入居者の希望、施設医又は嘱託医の診断に基づき、診療や入院治療を受けることができる医療機関として、入院治療を必要とする入居者のために協力病院を定める。又、協力歯科医療機関を定める。

第17条（掲示）

施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

第18条（秘密保持等）

施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、他の業務に従事することとなった場合、及び退職後においても同様とする。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

第19条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合には、家族に連絡し、同意を得る。

第20条（虐待防止の為の措置）

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修の実施
- (4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

責任者 施設長 豊田 真紀 佐久間 弘幸

第21条（職場におけるハラスメントの防止）

パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

第22条（緊急時における対応方法）

入所者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

第23条（事故発生時の対応）

入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

3 事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応並びに次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した時又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

安全対策担当者 施設長 豊田 真紀 佐久間 弘幸

第24条（記録の整備）

施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 前項の外、入所者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第25条（苦情処理）

施設は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 利用者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。又自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

第26条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 第8条に規定する利用料等を滞納しないこと。
- (2) 利用者が他の利用者や従業員の生命・身体・財産を傷つけないこと。
- (3) 利用する施設・設備は大切に扱うこと。

第27条（衛生処理）

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症対策体制の徹底

施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため、「感染症等対策委員会」を毎月定期的開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止

のための研修を定期的実施する。

- (4) 上記に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第28条（地域と連携）

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 施設は、その運営に当たっては、提供したサービスに関する入居者及び家族等からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

第29条（運営推進会議）

地域密着型介護老人福祉施設が、地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2カ月に1回以上とする。
- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族等、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、地域密着型介護老人福祉施設について知見を有するもので構成する。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第30条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清心会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年8月20日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。